平成30年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号

26

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用に当たっての留意事項」(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること

具体的な支障事例

〇地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。

〇これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する場合の条件等を規定するものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者とっては必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施に二の足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。

【参考】

〇当県における平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール

平成 28 年7月~8月 事業者から 29 年度事業の要望書受付、ヒアリング

平成 28 年8月~9月 圏域ごとに地域医療構想調整会議で議論

平成 28 年9月~10 月 全県規模の団体からの要望を受け付け、圏域ごとの地域医療構想調整会議の議論の

結果をあわせ、地域医療構想戦略推進会において検討の上、29 年度県計画(案)として承認

平成 28 年 10 月~ 1月 29 年度県予算編成

平成29年3月~4月 国による県計画(案)ヒアリング

平成 29 年8月1日 交付額内示、要綱等発出

平成 29 年9月 29 日 29 年度県計画書提出締切

平成 29 年 10 月~ 平成 29 年度事業開始

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助事業実施事業者による事業の早期着手及び事業期間の確保が可能となることで、効果的な事業実施が期待できる。

根拠法令等

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)

福島県、神奈川県、新潟県、静岡県、稲沢市、島根県

- 〇地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施することを考えると、交付要綱等の早期発出が望ましく、 提案の内容を支持する。
- 〇同様の支障があるとして、当県を含め、各種要望をとらえ、同様の趣旨を要望している。
- (例①[全国衛生部長会 平成30年2月重点要望・平成30年5月要望]地域医療介護総合確保基金の財源である交付金の配分に当たっては、早期内示による円滑な実施はもとより、・・・

例②〔全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会 平成30年7月頃要望予定〕都道府県計画については、都道府県の当初予算に事業費を反映できるよう策定スケジュール等を見直すとともに、・・・)

【参考】平成28年度における提案で、京都府等から「地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュール」に関する要望がなされ、「年度当初より、速やかに内示ができるよう努める。」旨回答がなされている。(実態としては、回答のとおりには全くなっていない。)

- ○補助事業の実施にあたっては、原則、指令前着手は認められないことから、国の内示や交付要綱の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、各医療機関における事業計画へ影響が生じ、ひいては地域の医療提供体制整備に遅れが生じるもの。
- ○当該事項については本県においても同様の支障が生じているところです。
- 事業期間の確保のため、交付要綱等発出のスケジュール見直しは必要と考えます。
- 〇地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。

交付要綱等の発出が遅れることにより、事業の早期着手及び十分な事業期間の確保に支障が生じている。 地域医療介護総合確保基金の制度は、地域医療介護総合確保法に基づく恒久的な制度であり、会計年度独立の原則に基づいた適正な処理が可能な制度とする必要があることから、交付要綱等の早期発出及び配分額の早期確定が必要である。

各府省からの第1次回答

平成30年7月10日付で、「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」(以下「交付要綱」という。)を発出し、交付対象事業等をお示ししたが、今回から交付要綱を恒久化し、今年度以降都道府県は原則として当該交付要綱に基づき交付申請等を行うこととなる(年度ごとに交付要綱は発出しない)。

また、「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成〇〇年度の取扱いに関する留意事項通知」は年度当初に発出可能である。

このため、交付要綱等の発出時期による支障は解消するものと考える。

都道府県において円滑に基金事業が実施されるよう、早期の基金内示に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「医療介護提供体制改革推進交付金の交付について」が早期に発出されることにより、当該年度の実施要領や事業例の確認が早まり、事前準備が行えるようになったことで、支障の改善につながった。

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例 交付金の運営について」の改正通知及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に 基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成〇〇年度の取扱いに関する留 意事項通知」については、可能な限り、年度当初に発出していただきたい。

なお、事業執行に当たっては基金の配分額が決定していることが重要であるため、引き続き早期の配分額決定に努めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【静岡県】

基金事業の円滑な実施を図るため、左記に記載の改正通知及び留意事項通知について、年度当初での発出を要望する。

また、早期の基金内示を要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり。

平成30年の地方からの提案等に関する対応方針(平成30年12月25日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(26)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法 64)

医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。

また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。

[措置済み(平成30年7月10日付け厚生労働省事務次官通知)]